

災害時応急対策措置に関する協定書

世 田 谷 区 建 設 団 体 防 災 協 議 会

東 京 消 防 庁 世 田 谷 消 防 署

成 城 消 防 署

玉 川 消 防 署

災害時応急対策措置に関する協定書

世田谷消防署（以下「甲」という。）と世田谷区建設団体防災協議会（以下「乙」という。）との間において、地震等の大規模災害発生時に関する相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、過去の大地震等の教訓を踏まえ、災害時における迅速な協力度体制の構築に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は災害発生時において、乙に対し、乙の会員（以下「会員」という。）の出動及び必要な車両、資器材の供給を要請することができる。

2 第1項の要請は、口頭により要請し、事后可及的速やかに書面を送達するものとする。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、努めて防災訓練などで連携して訓練指導及び訓練資器材の提供を行うものとする。

（活動範囲）

第4条 前条の規定による乙の活動範囲は次のとおりとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (2) 道路啓開措置活動に関すること。
- (3) 必要資材の提供及び搬送に関すること。
- (4) その他甲が必要と認める業務に関すること。

2 乙は、第2条第1項の規定により、甲の要請に従う場合において、要請場所に甲の職員が存するときは、甲の職員の指示に従うものとし、甲の職員がいないときは、甲の要請内容に従い活動にあたるものとする。

3 乙は、災害の状況により独自の判断で活動を実施した場合は、速やかに甲に活動概要を連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく、応急対策活動の実施に伴う経費は甲乙それぞれが負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より2年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は同一の内容でさらに2年間延長されるものとし、以後も同様とす



る。

(協議)

第7条 この協定に関して、必要な事項及び協定に規定する以外の手続き等については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第8条 この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成21年 1月19日

世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号

甲 東京消防庁 世田谷消防署

署 長

高橋 寛司



世田谷区上馬五丁目34番16号

乙 世田谷区建設団体防災協議会

会 長

伊田 平

